

◆当該入札に参加するための要件及び落札者の決定方法等については以下のとおりです。

1 入札参加資格等に関する事項(入札に参加するものは、以下の要件を満たすこと。)

- ①「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」による指名停止を、本業務の入札参加届提出期限日から開札の日までの間受けていない者。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者。(なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同項の規定に該当しない者。)
- ③ 本業務の入札参加届提出期限日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者。
- ④ 本業務の開札の日までに、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加届を再度提出し、前記二一1の決定を受けた者を除きます。
- ⑤ 本業務の他の入札参加届出者と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。

「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

イ 法人税法施行令第4条第2項及び第3項に該当する者(会社)。

ロ 一方の会社の役員(株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役、持分会社の業務を執行する社員及び法人格のある組合等の理事に限る。以下「役員」という。)が、他の会社の役員を現に兼ねている会社。

ハ 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社。

- ⑥ 佐賀県暴力団排除条例(平成23年佐賀県条例第28号)第2条第4号に規定する暴力団等に該当しない者。
注) 佐賀県暴力団排除条例(平成23年佐賀県条例第28号)第2条第4号に規定する暴力団等とは、以下のとおり。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

(8) 役員等(乙が法人である場合にあつてはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者、乙が個人である場合にあつては当該個人以外の者である支配人又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者であるものをいう。)に(2)から(7)までに掲げる者がいる者

(9) (2)から(7)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者

2 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

佐賀県東部工業用水道財務規程第109条の2の規定により準用する佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除します。

② 契約保証金

佐賀県東部工業用水道財務規程第109条の2の規定により準用する佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

3 落札者の決定方法等

- ① 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格要件の確認を行ない、入札参加資格要件を満たしていることを確認した場合に落札者となります。
- ② 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合には、次に低い価格で入札した者を落札候補者として、入札参加資格要件の確認を行ない、落札者の決定まで同様に繰り返します。
- ③ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない当事務所職員にくじを引かせるものとします。

4 その他

- ① 入札金額を見積もった結果、入札を辞退することとした場合は、辞退届を提出してください。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加に不利益な扱いを受けることはありません。
- ② 前金払 無
- ③ 部分払 有
- ④ 落札決定後の契約手続きについて
落札者の決定を受けた方は、下記により契約の手続きを行ってください。

提出先(発注機関)	佐賀県東部工業用水道管理事務所 経営・施設担当 (鳥栖市安楽寺町955 電話:0942-83-3825)
契約書提出期限	落札決定の日から5日以内(土・日・祝日を除く)
工程表の提出期限	契約締結の日から5日以内(土・日・祝日を除く)
着工届提出期限	着工後5日以内